

公益財団法人国土地理協会 第 18 回学術研究助成

(地理学および関連する分野の学術的調査・研究)

圃場整備地域の景観復原技法確立と地域実践
—滋賀県甲賀市水口町の前近代水資源開発と社会集団の関わりから—

研究代表者	渡邊 浩貴	神奈川県立歴史博物館
共同研究者	土山 祐之	東京大学史料編纂所
	伊藤 哲平	川崎市公文書館
	浦 安衣香	東海大学大学院

1. はじめに—本研究の目的と意義—

本研究の目的は、従来歴史学（文献史学）で実施されてきたものよりも、より精緻な景観復原技法を確立・実践することで、前近代の水資源利用に基づく開発形態の歴史的・地域的展開過程と、その上に立脚する社会集団・社会構造との相関関係を遡及的に明らかにしようとするものである。とりわけ、景観復原の作業に関しては、歴史学のなかの日本中世史分野が、荘園・村落・武士本拠等において精力的に実施し、牽引してきたといえよう。まずは日本中世史における中世景観復原の荘園現地調査の歩みを振り返ることで、本研究の概要と研究史的意義について述べていく。その際、本稿では研究史を取り上げるときに、行論上、中世景観復原のための調査手法を「荘園現地調査」という用語を用いて説明する。勿論、中世での現地調査は決して「荘園故地」だけがその対象となるわけではない。村落・在地領主拠点・港湾・都市なども等しく中世景観復原の対象となるのだが、ここでは煩雑を避けるため（論者によっては「荘園故地調査」「荘園遺跡調査」「荘園地域総合調査」など様々であるため）、一般的に知られている「荘園現地調査」という用語を用いて、便宜的に中世景観復原のための調査を総称し研究史を概括していきたい。

荘園現地調査の歩みを振り返るならば、まずは高度経済成長期における列島の乱開発時代へと突入する 60 年代の研究成果があげられよう。大学機関の研究調査では早大歴研中世史部会による高野山領備後国太田荘の実踏調査が編まれるなど[早大歴研中世史部会 1962]、早大によって東大寺領伊賀国黒田荘などの中世文献史料も豊富でかつ研究史上よく知られた主要な荘園での調査が行われた。聞き取り調査と中世文献史料等との突き合わせを行いつつ、中世耕地景観を復原した早大調査の試みは、荘園現地調査史において先駆的な業績と評価できよう。また個人の研究については、例えば永原慶二は中世村落史研究のなかで、薩摩国入来院をフィールドに集落と耕地の関係性について明らかにし、太田荘研究との対比から、中世における湧水利用によるサコ田の優位性を景観復原より指摘した[永原 1973（初出 1962）]。その他、古島敏雄による歴史地理学的手法を用いた中世開発史の研究も重要な成果であろう[古島 1967]。

1970 年代になると、社会史ブームとあいまって、日

本中世史研究にこれまで文献史料だけでは見えてこなかった、民衆生活や生活環境、民衆の意識や感覚、女性や子供・病人たち弱者への眼差しなど、研究の関心が大きく広がっていった。それにともない、荘園現地調査でも、考古学・民俗学・歴史地理学等の隣接分野の研究成果を用いた共同・協働研究が進展していき、扱う史料の対象も拡大していった。そもそも 60 年代の調査は、民俗学的な聞き取り調査を実施しながらも、現地調査で行う作業のほとんどが近世・近代文書や絵図・地籍図であり、文献史料の範疇に収まる資料しか対象としてこなかった。それに対して、70 年代の調査では、絵巻などの絵画史料をはじめ、板碑・五輪塔・宝篋印塔などの金石文、棟札・木札・聖教・經典類などの宗教資料、城郭、古道、列島規模での発掘調査の進展による考古学の成果の利用（遺構・遺物）、など非常に多岐にわたるようになる。また従来の調査でも行われていた地名調査でも、小字だけでなく屋号やシコ名などの通称地名の採集がより詳細になっていった。また東国武士団研究で顕著であったのは、水利灌漑調査が武士拠点で多く実施され、小山靖憲・峰岸純夫等によって、武士居館を中心に水源および用水路がめぐり、その用水から下流の村落耕地へ灌漑していく水利系体系の存在が指摘された。いわゆる「堀の内体制」論である[小山 1966、峰岸 1973]。水利灌漑における在地領主たちの優位性が指摘され、現地調査に裏付けされた耕地開発での高度な在地領主開発の存在が、当時の在地領主制論の歴史理論を実態面で支えていたといえよう。さて、1970 年代の社会史ブームのなかで、研究対象を大幅に拡大した荘園現地調査は、ここでその調査手法・形式においておおよその枠組みを獲得した。それは、かつて現地で近世・近代文書などのさらなる歴史学が従来行ってきた文献史料調査に加えて、以下の 5 つがあげられる。

- ①地字（小字・屋号・シコ名などの通称地名）・水利系統・古道・耕地分布の復原を目指す歴史地理学的手法を用いた荘園現地調査
- ②神社・寺院での祭祀や村落の宮座や講など、実態社会での社会慣行の復原を目的とした民俗学的手法を用いた荘園現地調査
- ③考古学での発掘事例を活用しての武士居館や領主空間の復原、石造物の分布などから村落の存在形態の復原を目的とする考古学的手法を用いた荘園現地調査

④地籍図・絵図（荘園絵図・近世村絵図）などを用いて、荘園村落の景観的復原を目的とする絵画史料学的手法を用いた荘園現地調査（あるいは一部歴史地理学と共通するか。この段階で美術史との協働はほとんどされていない）

⑤棟札・木札・金石文・聖教・典籍類などの宗教資料を用いながら、在地の宗教構造や結合の形態を探る、宗教史料学的手法を用いた荘園現地調査

以上の 5 つの手法がそれぞれ結びつきながら、あるいは調査者・調査機関の規模や目的に応じて取捨選択されながら実施されてきた（その総括については例えば『中世内乱史研究』16号、1995年において、「特集 荘園に行こう！！—荘園調査の成果と課題—」で特集が組まれている）。この結果、荘園現地調査は、文書・典籍類の調査、そして地名・水利・用水慣行、行事・祭祀、城館遺跡、石造物、墓地・墓制、宗教施設、など多くの対象を扱うようになっていった。

1970年代の荘園現地調査が、その調査方法の成立期・確立期と評価できるならば、その次の1980年代後半から1990年代は調査方法の成熟期と評価しうる。また荘園現地調査史において、最も大きな転換期は、まさにこの1980年代後半から1990年代の時期なのである。この時期になると、全国規模で、国や地方自治体、大学・博物館などの研究機関、大小様々な研究グループによって現地調査が行われ、調査対象地や調査組織の規模ともにこれまで比較にならないほど大きくなった。その結果、多くの自治体史・調査報告書が刊行され、中世景観の復原研究が隆盛をむかえ、とりわけ研究手法の深化と調査フィールドでの調査対象地の拡大は目覚ましかった。それまでの荘園現地調査は、高度経済成長期の列島の乱開発の時代のなか、上述した5点の手法を駆使して調査を実施してきた。ただし、それらの調査の多くは、中世という時代を限定したり、あるいは一武士拠点や一村落の景観復原を目的とするなど、その対象は極めて限定的であった。それは、1960年代から1970年代の調査が、研究者・研究機関などの個別の問題関心に基づいた限定的な調査であったことにその原因が求められる。だが、1980年代以降になると、悉皆調査を基本方針として、地域の歴史・記憶をまるごと記録しようとする調査へと大きく変化していった（これらの調査方針について説明したものは、[則竹1995、高木2008]など多岐にわたる）。こうした調査姿勢の背景

には、高度経済成長による大規模開発や圃場整備事業による耕地景観・水利秩序の崩壊・改変、さらには農業人口の減少による過疎化の進展が要因としてあげられよう。あらゆる歴史的景観が開発によって失われていくなか、全国的かつ急ピッチで現地調査と報告書の作成が行われたのである。また当時の学会状況や研究潮流もこうした運動を後押しした。1970年代後半から歴史学の分野で「地域社会論」が登場してくると、権力のみに収斂しない多様な民衆や村落の生活環境とその動向に注意が向けられ、また実態研究の重要性が共通認識となり、個別荘園・村落での実証研究が、現地調査を用いつつ進展してきた。前述したように、1970年代までの現地調査が、あくまでも中世という時期に限定し、ややもすれば文献資料の補助的な意味合いしか持たなかったものに比べ、当該期の現地調査は、時代ではなく地域というフィールドのなかで、その歴史的な展開過程を実態レベルから浮き彫りにすることを目的としていたのである。ゆえに、中世に限定せず、その地域独自の歴史的な歩みや営みを復原し、記録することが目指されたのである。

さて、当該期の現地調査の特徴をさらに仔細に見ていくならば、圃場整備や開発事業の進行に対応しての緊急調査（現況調査）という性格が濃厚に表れている。かかる調査では、これまで行われてきた中世景観の復原研究とは異なって（同時期には景観復原に注力した『豊後国田染荘の調査』『讃岐国弘福寺領の調査』等が刊行されている）、圃場整備等の開発事業によって地表から消えてしまう地名（とくに田んぼ一枚ごとに付けられていたシコ名）や棚田での用水路や、地域の伝承、埋蔵文化財などを対象として、耕地一筆レベルでの詳細な記録活動がなされた。その成果は、各教育委員会が行った『丹波国大山荘現況調査報告』『播磨国大部荘現況調査報告書』や、大学機関が行った『和泉国日根荘現地調査報告』『若狭国太良荘現地調査報告』『紀伊国荒川荘現地調査報告』などがあげられる。こうした調査では、まずは現況の記録作成に重点が置かれており、また景観が消失するということから、客観的かつ正確な調査記録が目指された。とりわけ現況景観が一変してしまう圃場整備の後には、もはや報告書中の記録について検証が不可能になってしまうのである。こうした緊急調査の全国的な進展もあって、これ以降、現地調査に関する重要な成果が出され、とりわけ地名採集を全国荘園

で行った服部英雄の一連の地名研究は重要である[服部 1995]。

ところが、圃場整備の進展と耕地景観が激変した現在はどうであろうか。研究対象となる景観のほとんどはすでに圃場整備事業によって画一化された耕地と、大きく改変された用水路網と水利慣行ばかりである。勿論、2000 年代も荘園現地調査は行われていたが、これらは圃場整備の手が入っていない棚田景観を残す地域に限定されていた。しかし、こうした圃場整備未着手地域の調査はおのずと限定化され、1980 年代～1990 年代の調査に比べると縮小傾向であるのは明白である。例えばかつて関東での大学日本中世史ゼミでの現地調査は、早稲田大学・東京学芸大学・筑波大学・立教大学・明治大学・日本大学等で実施されていたが、現在荘園現地調査を実施している大学は存在しない。それは集落の人口減少がより一層進み、かつて古老であった方々の多くは U ターン・I ターン世代となって地元のことを知らない人ばかりになり、記憶や伝統の継承がままならない状況にあることも影響しよう。こうしたフィールドの変容と、また地域研究を担う研究者の減少があいまって、荘園現地調査は極めて低調傾向にあるのが現状である。

ただし、かかる状況にあっても、あえて圃場整備完了地域において、現地調査を実施する研究も存在する。例えば貴田潔『筑後国水田荘故地調査報告書』(2014 年、花書院)では、圃場整備完了地域での水利灌漑や耕地景観の復原がなされている。その手法を概説すると、調査対象の各地区の現地調査で得られた圃場整備以前の灌漑体系の情報を、圃場整備以前の空中写真の反映させているというものである。この作業では、かつての現地調査のように田一筆毎の詳細な灌漑状況までは復原できないものの、貴田の復原によっておおよその流路と灌漑地域を把握することができる。この作業によって、現況の灌漑実況との比較が可能になり、そして圃場整備前後の差違を意識して、以前の景観を復原すること、例えば緊急調査が実施されていない地域であっても、圃場整備によって灌漑体系にいかなる改変があったのか等を知ることができる。こうした手法の意義と、今後の圃場整備完了地域での現地調査・景観復原の方法について、かつて筆者も述べたことがある[渡邊 2015]。本研究では、こうした圃場整備完了地域における景観復原技法の確立と実践を試みるものである。本研究

フィールドでの具体的な手法については「3. 研究手法」にて後述する。

さて、以上のように、圃場整備が施された地域は、前近代開発との断絶や棚田景観の喪失による負の側面ばかりが強調され、また従来の文献史学では調査・研究が困難であるとされてきた。それゆえに、こうした地域では景観復原に関わる個別研究が蓄積されていない状況にある。本研究の主目的は、こうした従来の歴史学において意識的・無意識的にかかわらず忌避されてきた圃場整備完了地域での水利灌漑を中心とした景観復原の実践を試みるものである。こうした方法が確立・実践されるならば、圃場整備完了地域であっても、かつての耕地・水利灌漑の景観を復原し、圃場整備によって現在大きな制約下にある中世景観の復原について、ブレイクスルーをもたらすものと考えている。本研究では、現地調査による圃場整備前後の水利灌漑の様相を復原することで、現地調査可能地域を広げていくとともに、さらに調査で得られた成果をもとに、前近代の灌漑体系と社会集団との関わりについて、現地の水利灌漑に即して明らかにするものである。

2. 研究対象地域の概要

本研究では、滋賀県甲賀市水口町を対象フィールドに定め、とりわけ、水口町の宇田地区・植地区・酒人地区において水利組合や各区長、水利灌漑の実踏調査を実施した。当該地は野洲川より取水の水利体系が室町期から史料上確認でき、その灌漑体系は中世～近世・近現代まで豊富な文献史料や絵図類によって確認することができる。さらに、当地には伊勢神宮領柏木御厨の荘域内にあたり、現地では山中氏などの小規模な領主の地域的な結合によって、神事・祭礼や水利灌漑、在地裁判などの在地秩序が維持されてきており、そうした状況は中世の「山中文書」によって窺い知ることができる。以上を踏まえ、まずは当該地の歴史についてその概要を述べることとする。なお以下述べる柏木御厨や山中氏についての先行研究については[村田 1983、久留島 1981、福島 1999、石田 2003]などを参照した。

宇田・植・酒人の各集落は、野洲川沿いの低地に立地し、南に野洲川が流れ、東は水口城下町、北は東海道が通り宿場町が広がる。中世において、当該地には伊勢神宮領の柏木御厨が存在しており、その構成は、柏木本郷

(近世村の宇田・林口・北脇・名坂・松尾)と酒人郷(近世村の植・酒人・泉)、そしてそれらから離れ中山間部に立地する上山村郷(近世村の上山)、中山村郷(近世村の中山)、下山村郷(近世村の下山)、そして野洲川の氾濫原内の低湿地にある宇治河原保(近世村の氏河原)となっている。当該地には鎌倉段階から山中村地頭職を獲得した山中氏が進出してきており、さらに14世紀の鎌倉末期・南北朝内乱期になると、柏木郷の宇田に本拠を移してから、柏木御厨惣検断職をはじめ様々な荘官職や名主職を所持し、宇田・植・酒人へ一族を分出して現地拠点化と支配を進めてきた。山中氏の領主規模は、いわゆる小地頭レベルのものであるが、その領主支配の進展を支えたのは神宮側の検断職・保司職であった。鎌倉期の柏木御厨の中心である荘鎮守の若宮八幡宮(現:柏木神社)や神護寺周辺は幕府首腦の金沢北条氏の勢力下にあり、現地では伴氏や中原氏が代官となっている。当該地は伊勢街道が通る流通拠点であることも背景にあって、関東御領に設定され金沢北条氏の支配が及んだのであろう。史料をみるに、山中氏は金沢氏との関係は窺えず、より野洲川に近い宇田・植・酒入地域を中心に14世紀以降は山中氏は自身の生活環境と領主支配の場を整えていったのであろう。

室町幕府が成立する頃、山中氏は惣領家が分割相続の結果両惣領家に分かれ、両家が戦国期まで存続していたことが指摘されている。また室町・戦国期になると甲賀郡中惣という地域的な一揆体制が形成されていく。もともと山中氏は一族の中で「同名中」を形成し、掟の制定や領主裁判を行っていた。さらに、下山郷の伴氏、蔵田荘(近世村の美濃部・北内貴)を本拠とする美濃部氏とともに、個別領主の枠組みを超えた「三方」という在地組織を形成した。これは若宮八幡宮(現:柏木神社)の神事負担を通じた結合であるが、それに加えて現地の用水支配も行う集団であった。さらに戦国末期になると、郡レベルでの結合が生まれ、「甲賀郡中惣」が生まれていくのである。上述した様々なレベルでの結合形態は、単線的な発展に基づくものではなく、いずれも重層的にそれぞれ重なり合って、結合の目的によって異なる、という点は注意を払う必要があろう。

近世村落が17世紀後半から生まれてくると、かつての在地領主・山中氏は侍身分を持ち、「甲賀古士」と称して、現地で独自の地位を持っていた。また各村落は、宇田・林口・北脇・泉・植・酒人の六ヶ村は「柏木庄」

と呼ばれる結合を近世以降も保持していた。

近代になると明治期に町村制施行に伴い、宇田・北脇・酒人・植・泉・名坂の近世村は柏木村として合併されている。戦時中は柏木村は水口町に編入されるが、戦後になると一時期分離して再び水口町に編入して、それぞれ水口町内の宇田・植・酒人という大字として現在に至っている。

続いて、宇田・植・酒人における水利灌漑の体系について述べていこう。当該地については、鎌倉末期・南北朝期の議状等の史料より、条里施行の痕跡が伺え、また圃場整備前の空中写真では条里地割の存在が確認されている。野洲川流域にある柏木御厨・山中氏本拠ですでに条里プランが施行された開発地であった。さて、村田修三は圃場整備が現地で施される以前に水利灌漑の復原を行い、室町期以降の文献史料の記述を踏まえながら、当該地で山中氏など三方の小規模な在地領主たちによる用水支配の様相を示した。とくに、近世で「一ノ井」「二ノ井」と呼ばれる用水路を復原し、条里地割とあわせて、当該地の開発の諸段階を明らかにしている。当該地の開発について村田は「丘陵沿いの原野と河沿いの河原を除く部分には、条里制水田の系譜を引く比較的安定した水田が鎌倉時代から広汎に存在していた。その水田は近世に一ノ井・二ノ井と呼ばれる井溝に相当する用水によって維持されたと考えざるをえない」

[村田1983]とする。さて、この一ノ井・二ノ井は近世史料や現地の人々のなかで「綾野井」と呼ばれており、現在の水利体系もこの二つの基幹用水路に大きく依存している。この用水路については、『甲賀郡志』には天文元年(1532)の開削としているが、村田によればその開削はさらに遡り、条里制をベースとした用水路がすでに鎌倉期から存在したと考えている。またこのほかの用水路には、野洲川から取水されて宇田・酒人を養う野上(神)井や酒人を養う前田井が存在していた。綾野井(一ノ井・二ノ井)・野上井・前田井は近世史料においてその水利慣行や開削や管理方法、水論などを具体的に知ることができる。当該地の水田耕作はこの用水路によってほとんどすべてが賄われていることから、村落をはじめとする現地の社会集団の動向や結合のあり方を考える上で、用水を通じた関わり方を知ることには有効な手段となろう。

野洲川から取水する用水体系も、戦後の開発や圃場整備事業によって耕地景観を大きく変貌させていった。

とりわけ暴れ川の野洲川では県営事業として河川改修やダム・頭首工が着手されていた。当該地の基幹水利施設である野洲川ダム、石部頭首工および水口頭首工は、国営野洲川土地改良事業（昭和 22 年度～昭和 30 年度）で造成され、そののちに、国営造成土地改良施設整備事業（昭和 49 年度～昭和 53 年度）により施設改修工事が実施された。また国営野洲川沿岸土地改良事業（農地防災）の計画確定が平成 12 年になされ、一連の水口町における土地改良事業は平成 18 年度で完了してかつての棚田景観は消失した。

3. 研究方法

荘園現地調査史を整理するなかで述べたように、1990 年代までの荘園現地調査では、現況記録を目的とした調査方法が採用されていた。しかし、貴田が筑後国水田荘で実施した方法のように、圃場整備実施後と実施以前の景観を復原することによって、その変化を具体的に見出し、さらに近現代・近世・中世へと遡及的に景観復原を行うことができるのである。その具体的なアプローチについて、以下述べていきたい。

【聞き取り調査について】

圃場整備完了の時期が例えばかつて緊急調査が行われた 1980 年代～1990 年代であるならば、現地の話者たちからかつての景観の様相、水利組織や水利慣行、各水路の名称や耕地名などを聞き取り、地図に落とし込む作業が可能になる。また、そうした成果を国土地理院地図・空中写真閲覧サービスなどにトレースし、圃場整備以前の状況を視覚的に復原することも可能である。また貴田が景観復原の際に準拠したように、現地の水利組合やあるいは郷土史家によって、圃場整備事業に際して作成された旧水利慣行や用水路などを書き入れた図面も残されている可能性がある。現地の記憶と記録によって実はかなりの精度で圃場整備以前の景観を復原することができるのである。

聞き取り調査を実施する場合、かつては古老と呼ばれる現地に通曉した人物と巡り逢うことが重視されてきた。ただし、2010 年代以降の現地調査では、そうした古老と出会うことはほとんどなく、U ターン世代・I ターン世代の方からお話を伺うことが多い。聞き取り調査による復原の精度は、かつてのそれと比べると格段に落ちてはしまうが、現地の方々と一緒にかつての

景観を探していくという姿勢も我々に求められている。古老から聞き取れば情報を得ることができた調査から、今度は現地の方々と一緒に様々な証言や記録を頼りに共同して探る作業が今後より増えてこよう。

【土地改良区資料について】

上述の時期よりもさらに以前となる、1960 年代・1970 年代の初期段階における圃場整備完了地域になると、現地調査はさらに困難になる。聞き取り調査によって、直接圃場整備以前の状況等を確認することが難しくなる。ただし、そのような場合でも、現地の土地改良区に、圃場整備段階の図面類が残されている場合が多い。水田の畦畔やポンプアップのバルブの箇所などを詳細に記録したものや、ため池が多い地域であれば、各水利の受益者記録が残されていることもある。現代資料を駆使することで、圃場整備以前の大まかな状況を知ることができる。だが、土地改良区での資料はあくまでも開発過程の段階に必要な図面の記録であるため、例えば景観復原に必須な詳細な通称地名や水利慣行といったものはほとんど記録はされていない。地名も整備事業に必要な箇所だけが記載されている。圃場整備初期段階での地域における復原作業は、方法の構築も含めて今後の重要な課題であろう。

さて、以上の圃場整備完了地域における現地調査の方法を述べてきた。本研究の対象フィールドは、平成 18 年度に完了した比較的新しい地域であるため、聞き取り調査や、実際の実踏調査による現況水利灌漑と各土地改良区資料類に基づく圃場整備以前の水利灌漑をそれぞれ復原し、比較することが可能である。かかる手法を用いながら、宇田・植・酒人地区において、本研究では①聞き取り調査、②水利灌漑復原のための実踏調査、③現地に残されている近世・近代文献資料の調査、の 3 点のアプローチから、圃場整備前後の水利灌漑の変化と、前近代の社会集団と水利秩序との関わりについて考察を進めていく。

4. 現地調査の経過と成果

本研究の調査は、①土地改良区や各地区の水利組合での聞き取り調査、②その証言や記録等をもとに行う実踏調査によって、現況水利灌漑とかつての圃場整備以前の水利灌漑の復原作業、③調査で明らかになった用水体系に関わる知見をもとに、新たな地域資料の調

査・撮影・記録化作業、以上の三点を中心に行ってきた。
以下、現地調査の時系列に沿って、調査概要について述べていく。

(1) 2019 年 1 月 18 日 (金) ~1 月 21 日 (月) の 現地調査 参加者：渡邊・土山

水口町の野洲川土地改良区「水土里ネット」において、野洲川流域の圃場整備関係資料の閲覧、一部撮影を行った。また水利組合の小林伊佐治氏 (昭和 21 年生)・現水土里ネット職員の田中利治氏より、それぞれ水利慣行・水利組合や、圃場整備事業について聞き取り調査を行った。聞き書きは以下の通りである。なお聞き書きの掲出にあたって、場所・話者・聞き手を記し、聞き書き中の筆者の推測や補足説明・考察等については「▶」で峻別した。

【聞き書き】 於：野洲川土地改良区「水土里ネット」、
話者：小林伊佐治氏 聞き手：渡邊・土山

・基幹用水について

水口町の基幹用水路について、かつては一ノ井と二ノ井の二つがあり、一ノ井は旧東海道より北側を灌漑し (昭和 30 年代中頃から名称は「森前用水路」に改称された)、二ノ井は旧東海道より南側を灌漑した。これらが基幹用水路で、これらの水路で灌漑できない範囲は、別の用水路 (現地では「井」(い) と呼ぶ) を使用して補完している。かつてはこうした「井」が 60 ほど存在したが、開発の過程でほとんど消失した。例えば「清水井」という植地区周辺にかつて「井」があり (現況もあるかは未検討)、取水源は湧水であり、2 メートルの高低差があつて灌漑できない箇所を養っていた。一ノ井の灌漑範囲については、上流は水口町の田中・森前・美濃部の集落を養い、一ノ井の末端では 5 集落の集まりである「柏木」(酒人・植・宇田・泉・北脇) を養っている。

「井」について。現在かつての井をそのまま使用している場所はないが、「野上井」には利用していた名残が見られるという。

▶ ここでの聞き書きでは一ノ井が「柏木」の 5 ヶ村を灌漑していたこととなり、一ノ井と二ノ井がそれぞれ灌漑する集落の場所は未詳であつた。また話の中で、当地では湧水を利用していたという話がよく聞かれた。そこで湧水利用の話を伺いなが

ら、圃場整備前・後の水利灌漑について聞き取りを行った。

・湧水利用について

かつては 0.5 ヘクタールを灌漑するくらいの小さな湧水がいくつか存在していた。昔は一ノ井の上流だった「田中・森前・美濃部」では旱魃があつても湧水でなんとか賄うことができた。湧水を使用して耕作を行つてはいたが、収量や質が悪かつた。湧水を溜めて灌漑するということではしなかつた。また酒人にも湧水があるが、柏木神社に水が湧くと言うことは聞いたことがないという。

・圃場整備前後での変化

河床について。野洲川の河床は 50 年ほど前まで今よりも最大で 8 メートルほど高く、その理由は、野洲川の砂利が琵琶湖へと流れたため、建設ラッシュ時に野洲川から砂利を採取したため、現在は河床が低くなつた。現在砂利の採取は禁止されている。また野洲川の水の量よりも河床が低くなつたため、かつては堰がなくても水が引けたが、河床の低下によってそれが不可能になってしまった。昭和 30 年頃までは、「蛇籠」(水をせき止めて用水路に引き込むための装置。竹を編んだ 10 メートルくらいのもので、なかに石を詰め込む) を設置して引水していた。しかしこの頃でも取水は困難であり、野洲川上流にダムを建設し、さらに「井」をまとめて頭首工 5~6 個ほど設置したという。これによって取水は安定した。

▶ 河床低下と相まって、野洲川では上流部でのダム建設と水口頭首工等が設置され、安定的な水源の供給がされるようになった。ただし、こうした圃場整備事業による灌漑施設の設置に際しては、かつての一ノ井・二ノ井の水利系統を根本的に破壊するものではなく、むしろこれらをベースメントとし、旧来の用水系統を補完するかたちで頭首工・ダムが建設されていく。実際に、水口町では一ノ井・二ノ井の野洲川取水口よりもより上流に頭首工が設置され、旧来の基幹用水路に抵触しないよう丘陵部から新たな頭首工から取水した水路を通して、そして、その水路をかつての一ノ井・二ノ井に接続させて水量を補完しているのである。聞き取りから、確かに圃場整備によって耕地景観は消失するが、その基幹用水に関しては、圃場整備完了後も存続しかつ補完的な用水路が付けられること

が分かるのである。ここに、既存の基幹用水路を存続させながら実施される圃場整備事業の実情が浮かび上がるのである。

・水利慣行について

水利慣行に関しては、圃場整備によってかつての慣行はもう残っていない。現在の用水に関する決まりごとや慣習については、圃場整備後に水路を付け替えた後のものであるという。

かつての慣行について。「井」ごとに取り決めはとくになく、それよりももう少し灌漑範囲の広い同一水路を使用する「地域」ごとの取り決めが存在した。また「一ノ井」の末端と上流ではそれぞれ水利の方法や取り決めが存在していた。末端の「柏木」の5ヶ村は、年に1回手土産を持って上流の「田中・森前・美濃部」に水を下流にも流してくれるようお願いをすることがかつてあった。

「柏木」の水利慣行について。かつては「竿取（サオドリ）」という人が長としていた（現在は水利調整委員長にあたる）。この竿取の差配によっていろいろな取り決めが行われる。例えば「ドシャサライ」では台風などで井口が塞がったときには土砂を浚う作業を行った。また「蛇籠」の補修も竿取の差配で行われた。これらは竿取の号令によって各集落から人足が出されており、この人足を出すことを「出夫（シュッブ）」という。この竿取について、就任の任期はとくに定められておらず、選挙では決めずその土地の名士の存在の人がなっていた。各集落には「水利委員」（各集落の水利関係代表者）がおり、竿取は彼らに指示を出して種々の行為を行った。なお竿取差配の上記の作業について、定期的集まりがあるわけではなく、何か問題が生じた場合にのみ行われる。

用水の使用法について。かつて「苗代水」というものがあつた。これは苗代を作るために使う用水のことで、集落毎に引水日が決められていた。なお現在はハウスで苗代を作るため、こうした慣行はもう残っていない。また「代掻き用水」もあり、これは代掻きを行うときに使う用水である。集落毎に引水日が決められており、現在でも水利調整委員会毎に引水日が決められている。土地改良区が各水利調整委員会の引水日を決定している。ちなみに現在の水利組合ができたのは野洲川ダムや頭首工ができる直前からだという。現在は定期的な会議が行われ、野洲川流域全体に10の水利調整

委員が存在している。調整委員会には土地改良区からの助成金があり、祭礼を行うときに充てている。

祭祀について。かつては水の祭りが村単位で行われていた。現在でも行われている村もあるという。「柏木」では4月中旬に「水戸口祭」（ミトクチサイ）が行われる。これは柏木神社の神主に一ノ井・二ノ井の大きな分水地点（五十鈴分水）に来てもらい、そこで安全な水が潤沢であるようにと祈った後に直会がある。分水地点の井堰には榊が立てられる。なおこの水戸口祭が現在の場所で行われるようになったのは圃場整備以後である。その証拠に、祭祀の場は頭首工から取水される用水路と一ノ井・二ノ井が合流する地点にあたり、分岐点自体が圃場整備以後のものなのである。ただし水戸口祭自体はもともと行われていたが、その場所は不明であるという。

➤ 細かな用水系統の復元までは、これらの聞き取りだけでは不可能だが、基幹用水路の復元や、かつては「地域」など水利系統ユニットによるまとまりが生じていたことが窺える。これは、土地改良区と各水利調整委員会との一元的な構造とは異なり、圃場整備以前の各水利組合が、それぞれ独自に水利慣行や取り決めを持っていたことがわかる。一ノ井・二ノ井というややもすれば統一的な水利系統と考えられていたものでも、たとえば一ノ井上流の水口町「田中・森前・美濃部」（中世では美濃部氏）と一ノ井下流域の「柏木」（宇田・植・酒人・北脇・泉）とでは社会集団としても異なるし、また湧水点の多さも、その水源利用のあり方をより細分化させる要因となろう。また圃場整備以前において、柏木御厨の荘鎮守・若宮八幡宮周辺は、実は段丘崖となり一ノ井・二ノ井の受益地域ではない。河川引水による水利灌漑ではなく、むしろ丘陵部でのため池灌漑が卓越した地域内に立地している。現在でこそ圃場整備事業による新用水路の付け替え等によって一ノ井・二ノ井の受益地域に見えるが、実は灌漑体系において、「柏木」5ヶ村と大きく異なるのである。同じ中世荘園柏木御厨の荘域内であっても、ため池灌漑・河川灌漑さらには小規模な湧水灌漑と、その水資源利用の有様は多様であることが窺えるのである。

(2) 2019年3月23日(土)～3月25日(月)の文献調査 参加者：渡邊・土山・伊藤・浦

本研究の調査対象地域の近世・近現代の水利関係資料は、宇田村についてはすでに『宇田区有文書調査報告書』(水口町役場総務課自治体史編纂準備室編、2003年)が刊行され、また酒人区有文書については刊行はされていないものの、目録・翻刻データを甲賀市教育委員会より提供を受けることができた。しかし植区有文書については未調査であり、目録はあるものの、史料の翻刻はまだされていない。そこで今回の調査では、前回の聞き取りで得られた圃場整備前の水利灌漑状況からさらに近代・近世まで遡って復原するために、近世文書や地籍図・水論絵図などのより多くの水利関係資料の調査・撮影・翻刻を行うことで、歴史的にアプローチする素材を蓄積させることを目的とした。

調査は水口町宇田公民館で実施した。宇田公民館において保管され、報告書でも掲載されていなかった、年月日未詳の「宇治川原村絵図」「宇田村絵図」「宇田村地籍図」の調査を行った。これら3点の絵図のうち、後者の2点については彩色や耕地の表現から明治期の地籍図と判断して問題ない。両宇田村絵図(図版1・2)により、宇田村の二ノ井の用水系統を近世末期の段階まで検証することができるとともに、実は宇田村内に在地領主山中氏の居館跡を灌漑する湧水が描き込まれていることが分かる。この湧水を現地では「清水(ショウズ)」と読んでおり、小規模な水源地ながらも、旱魃のときに利用された水源地であることが宇田公民館での聞き取りで分かった(話者：西川治氏(昭和14年生))。本報告書では、この2点の宇田村絵図をトレースを掲載する。宇田区有文書では、すべてではないものの近世の水論関係が翻刻され紹介されているため、絵図の分析とあわせて近世段階までの水利灌漑の復原が可能である。また宇田区有文書中では見いだせなかった湧水利用の存在を、聞き取り調査だけではなく、歴史資料から確認できたことも重要である(湧水の歴史性や水資源開発における重要性については後述)。

また、水口歴史民俗資料館において植区有文書の調査・撮影を行い、水論関係資料については一部翻刻を行った。植区有文書はかつて甲賀市教育委員会で調査・整理されているため、現在中性紙箱のなかに納められ、目録も作成されている。区有文書は全31点で、リストは表1の通り。

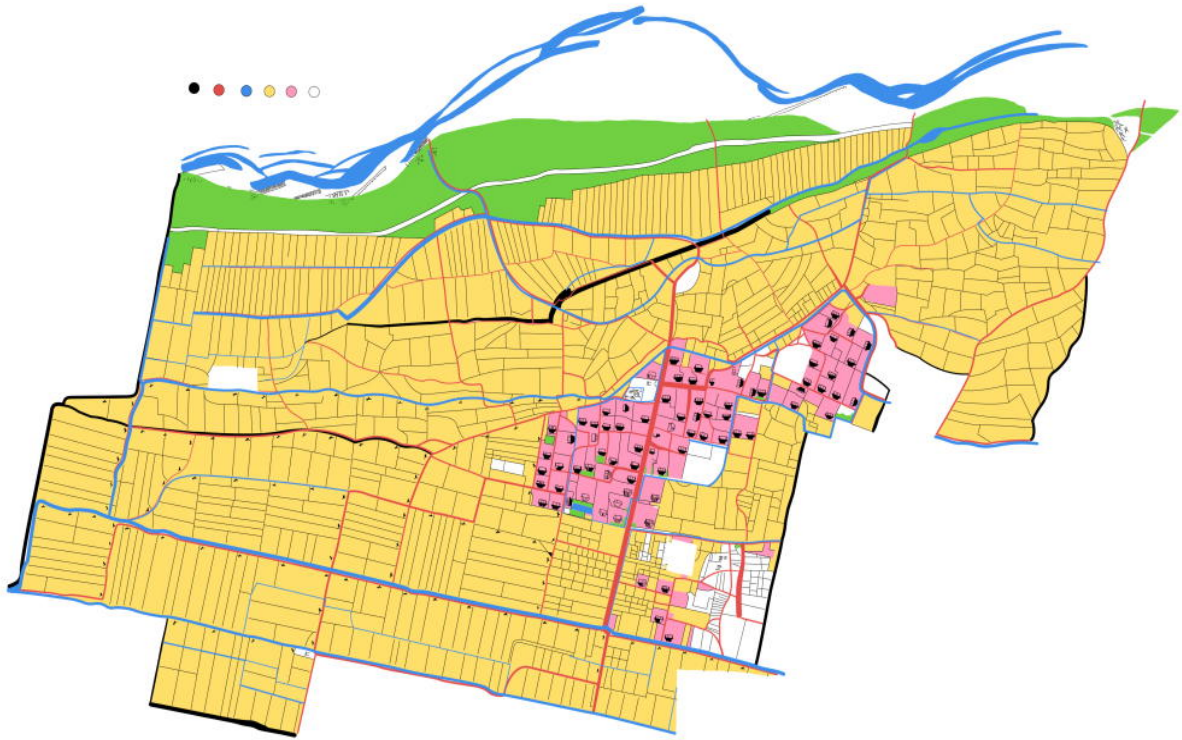
植村の水論に関してはとくに12「乍恐口上書(水口新開と綾井村々争論)」、17「酒人村植村用水出入御裁許御請書」、24「江州甲賀郡酒人村与植村水論立会絵図」の3点が重要であるため、本調査後に翻刻・絵図のトレース作業を行った。とくに近世後期において植村は隣接する酒人村との間で度重なる水論が勃発し、幕府裁定を仰ぐことになる。これらは酒人村の同時期の水論資料とあわせて分析することにより、一ノ井・二ノ井の水利灌漑の様相を明らかにするだけでなく、近世村落という社会集団における多様な水資源の利用と、紛争を通じた新たな水資源利用の秩序形成(水利システムの構築)という過程を確認することができるのである。一連の水論については次章の「5. 近世水源地相論にみる湧水開発と村落」を参照されたい。また史料の翻刻については巻末の【史料編】を参照されたい。

(3) 2019年7月23日(火)～7月25日(木)の現地調査 参加者：渡邊・土山

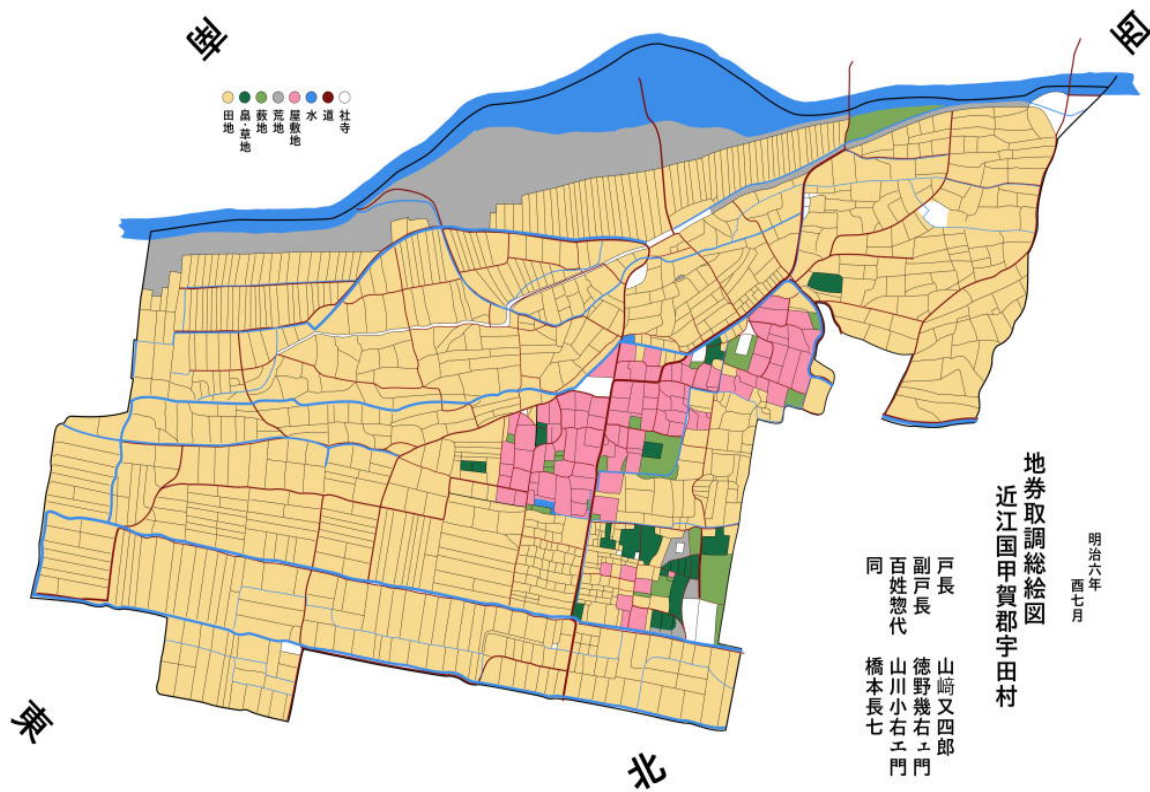
(4) 2019年9月12日(木)～9月14日(土)の現地調査・聞き取り 参加者：渡邊・土山

(3)(4)では、初回(1)の聞き取り調査で得られた圃場整備以前・以後の水利灌漑の様相を、実際の現地で用水路を地図に落とす作業によって確認していった。具体的な作業として、まず圃場整備以前における一ノ井・二ノ井の基幹用水路を辿り、ゼンリン地図を貼り合わせたものに記録していく。例えば酒人村などを流れる泉川は、現在は河床が低く、各用水路からの水が落とされる排水路としての機能しか持っていないが、聞き取りによると圃場整備以前では用水路として機能していたことがわかっている。圃場整備以前では、基本的に田越し灌漑などで、用排水は未分割な状態であり、圃場整備の結果、用水路・排水路の区分が明確化されたのである。水利灌漑の実踏調査では、こうした聞き取りで得られた知見をもとに、宇田・植・酒人・北脇・泉のいわゆる「柏木」5ヶ村での圃場整備前後の水利灌漑体系を復原した。勿論、耕地景観が変貌しているため水田一筆一筆での復原は不可能であるが、基幹用水路・準基幹用水路までは採録したため、おおよその灌漑範囲と水利システムは把握することができた。その成果については図版3・4の圃場整備前後の水利灌漑の地図を参照されたい。

また(4)では宇田・植・酒人の住人より、水利灌漑に



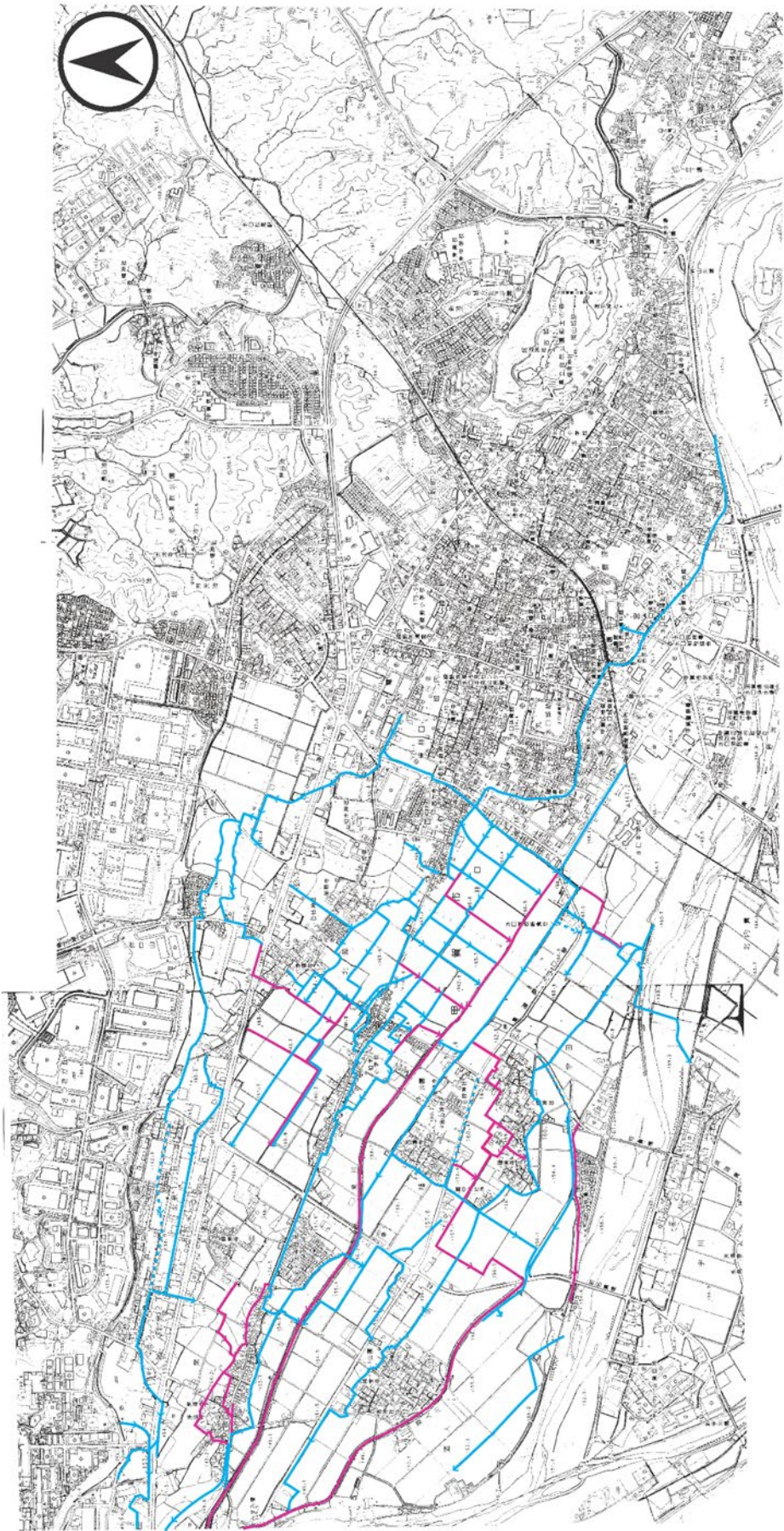
図版1 「宇田村絵図」



図版2 「宇田村地籍図」

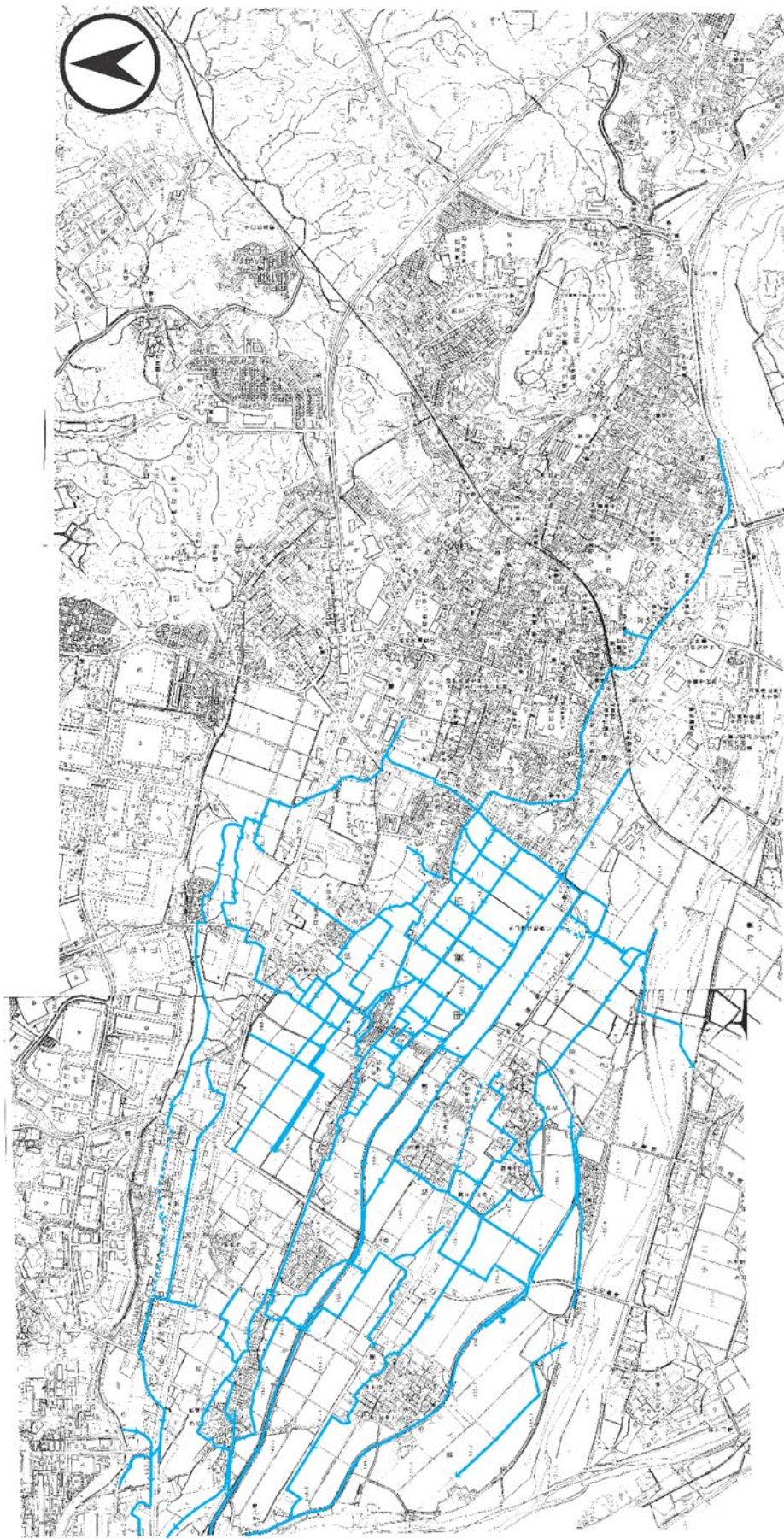
表1 【植区有文書】

番号	年月日	文書名	形態	員数
1	慶長7年9月日	御検地帳	縦帳	1
2	慶長7年9月吉日	江州甲賀郡上村御検地帳	縦帳	1
3	寛永10年12月2日	甲賀郡之内植村名寄帳	縦帳	1
4	慶安4年2月吉日	植村名寄帳	縦帳	1
5	明暦元年11月吉日	未年御物成下札之事	状	1
6	承応3年11月吉日	午之年御物成下札之事	状	1
7	寛文4年11月21日	植村辰年御成ヶ下札之事	状	1
8	寛文6年10月16日	丙午歳御成ヶ下札之事	状	1
9	寛文7年霜月9日	未年御成ヶ下札之事	状	1
10	天和2年11月日	亥御成ヶ下札之事	状	1
11	正徳2年3月吉日	植村名寄帳	縦帳	1
12	享保3年4月日	乍恐口上書（水口新開と綾井村々争論）	状	1
13	明和2年正月日	助郷江戸訴願書之写	縦帳	1
14	明和4年9月日	植村名寄帳	縦帳	1
15	安永6年正月吉日	おとな諸分方覚	横帳	1
16	寛政10年9月日	植村名寄帳	縦帳	1
17	享和3年11月16日	酒人村植村用水出入御裁許御請書	縦帳	1
18	天保13年月日	植村名寄帳	縦帳	1
19	（天保13年）寅年3月	御尋二付奉申上候書付	縦帳	1
20	弘化3年7月日	植村名寄帳	縦帳	1
21	嘉永6年正月吉日	婚礼産養直シ代銀控帳	横帳	1
22	慶応4年閏4月日	村高書上帳	縦帳	1
23	明治8年12月日	村内反別地価名寄帳	縦帳	1
24	寛政13年正月日	江州甲賀郡酒人村与植村水論立会絵図	絵図	1
25	明治6年3月日	地引絵図面	絵図	1
26	明治5年11月日	地所下取調帳	縦帳	1
27		古昔中興維新村方米相場帳	横帳	1
28	明治12年正月日	明治十一年分作品員数代価取調帳	仮綴	1
29	明治15年3月4日	明治十四年一月一日ヨリ同年十二月三十一日迄 営業雑種実額取調帳	仮綴	1
30		[領主変遷一覽]	仮綴	1
31	昭和16年4月日	我が組合の概況	書冊	1



図版3 圃場整備後の水利灌漑(現況水利灌漑)

青線は用水路・赤線は排水路



図版4 圃場整備前の水利灌漑

青線は用水路

関わる慣行や小字・通称名称の聞き取り調査を行った。その聞き書き内容は以下の通りである。

【聞き書き①宇田】 於宇田公民館、話者：西川治氏(昭和14年生)、聞き手：渡邊・土山

・水利慣行・基幹水路について

現地では「二ノ井」のことを「綾野井」(あるいは「綾ノ井」)と呼び、二ノ井は宇田・植・酒人を灌漑する。基幹水路の溝さらいは毎年行い、宇田では十数名が参加する。この溝さらいには三地区が参加して実施しており、一ノ井は北脇と泉を灌漑しているという。圃場整備前後でもこの関係は変化しておらず、宇田は二ノ井の灌漑体系に属する。「井」は基幹水路を指し、「溝手」は田に引き込む水路を指し、宇田地区はもともと湿田ではなく乾田が多い場所だという。

4月26日に「タテコミ」を行う。タテコミとは、その年に水を水路に初めて通すことをいう。村役員や水利組合長などが立ち会い、五十鈴分水で水を分ける。分かれた水に寄り添いながら各村役人は自分の集落まで歩いて戻るという。また農業用水路とは別に生活用水路があり、それは一年中水を通していた。名坂の水田は大井寺弁天池のため池の水で灌漑しており、この灌漑範囲は名坂のみ。名坂はかつて柏木に含まれる集落だという。また伴谷もため池で灌漑している。また基幹用水路以外には、酒人を養う「前田井」、宇田を養う「野上井」「茨木井」がかつてあり、これらは二ノ井で灌漑できない範囲に水を供給するための水路で、茨木井は野洲川対岸の宇川へ向かう水路。かつて野洲川の流路が現在よりも北側にあったときの名残だという。

・集落・祭祀など

宇田地区の八幡神社を「若宮さん」と読んでおり、当社での行事の際には、柏木神社の神主がやってきて行う。また伊勢街道が宇田集落を通っており、柏木神社―お宮さん―八幡神社とつないでいく道が存在した。その他、堂田道など宇田集落の極楽寺の水田が置かれていた場所・道も存在していた。また宇田の組み分けについて、一番は山中屋敷がある「清水」、二番を「東出」、三番を「中出」、四番を「西出」と分けけており、各番号については近代になってから付されたという。

➤ 宇田が一ノ井・二ノ井のいずれに含まれるかについて、現在の水利調整委員会と認識が異なる。土地改良区では、宇田・植・酒人は「一ノ井」の灌漑体系であるが、現地の宇田では「二ノ井」の灌漑体系

に属するという認識となっており齟齬がある。これは他の集落でも同様で、実際に受益している集落の宇田・植・酒人では、「二ノ井」に属すると認識している。一方の土地改良区では一ノ井・二ノ井をそこまで区分けして把握しているようではなさそうである。実際に圃場整備前後で基幹用水路を実地調査した際、野洲川取水口から五十鈴分水や宇田・植・酒人に流す分岐点までの間、一ノ井・二ノ井の二つの灌漑用水が存在したことは確認することはできなかった。[村田 1973]では截然と分けられた一ノ井・二ノ井の用水路が記されているが、これは元和8年の氏川原村百姓中申状のなかに「一、あやの井と申候てかみしも二大成井ミぞ式つ御座候」とあり一ノ井・二ノ井ともに異なる取水口があることに準拠している。近世初期の段階では確かに一ノ井・二ノ井を総称して「綾野井」と呼び、別個の水利系統とする認識は確実に存在していた。しかしながら、圃場整備前後の実地調査において、一ノ井・二ノ井を区別した形で分けることはもはや困難であった。また聞き取り調査でも、現地の方々は一ノ井・二ノ井の取水口の場所をとくに区別しているようではなかった。用水路網の整備が近世・近現代の段階で進んだ結果、一ノ井・二ノ井の水系は現地のなかで分岐点までは一体的なものと認識されていた可能性もあるのではないかな。より一層の一ノ井・二ノ井の水利系統復原や、各集落における社会集団の認識については、今後も継続して調査していきたい。

【聞き書き②植】 於植公民館・酒人公民館、話者：上村喜秋氏(昭和22年生)・澤田勉氏(昭和30年生)、聞き手：渡邊・土山

・植村の湧水・用水

植地区については、水に恵まれた土地であるという認識があったようで、聞き書きでも小字「沢」では沼地から湧水が出ていた。また4月頃になると「げんのほり」という場所に水が湧き、その水は農業用水として利用していたという。そのため、植地区は旱魃で大きな被害をこれまで受けたことはなく、高台になっているため水害も受けたことはないという。一方で酒人や北脇は水が漬いてしまう。また現在植地区で工業地帯となっている場所は、かつて湧水を貯めた溜め池があっ

たという。

泉川は圃場整備前は底が浅く、泉川からの取水も行われていた。現況のように底が深くなったのは圃場整備が原因だという。

・集落について

植村は現在 34 戸で、5 軒で一つの組を構成している。集落は小字「清水」「大法寺」にあり、國中神社の氏子となっている。伝承では江戸時代初期に伊勢街道を通すために家が邪魔となり、小字「城の内」に家がまとめられ、現在の植地区の姿になったという。

小括

平成 18 年度までに圃場整備を完了した水口町宇田・植・酒人(旧伊勢神宮領柏木御厨故地、および在地領主山中氏の本拠)において、まずは圃場整備前後の水利灌漑系統の復原と、聞き書きによる水利慣行の差違を調べ、その記録化を行ってきた。以下、本研究を通じて明らかとなった圃場整備完了地域において有効となる現地調査手法について述べていきたい。

①聞き書きの有効性と限界

本研究では土地改良区と、実際に現地で農作業をされる現地の方々に聞き取り調査を行い、圃場整備前後の景観を記録してきた。記憶が比較的新しいため、用水系統の復原については非常に有益なご教示を得ることができ、また各集落では圃場整備の際に集落のなかで作成したかつての耕地名や地割・水利系統が図面として残されている場合が多かった。これは薄れゆく自分自身のふるさとの景観を記録にとどめようとする、現地の方々の努力の賜である。圃場整備事業によって景観が失われたとしても、その記憶と記録は現地の多く残されているのであり、その手間さえ惜しまなければ、従来の中世景観復原とほとんど同様な精度で景観復原が可能なのである。

ただし聞き書きにおいても、当たり前であるが、その人が所属する集団や個人レベルの経験の差違によって語りの内容に差違が生まれる。例えば一ノ井・二ノ井の認識をめぐる土地改良区と各集落での齟齬があげられる。こうした圃場整備完了地域での聞き取りに際しては、なるべく多様な立場の方々からお話を伺う方が、より客観的な水利慣行・水利系統の復原に繋がる。

②現況水利灌漑調査の意義

また圃場整備の基幹用水路も、それをすべて改変するわけではなく、ベースメントとして利用しつつ、水量を補完するかたちで新用水路が付けられている。このことは、一筆毎の水利復原は不可能でも、基幹用水路を現況景観から採り出すことが可能であることを示している。勿論、地域差もあろうが、調査をする場合、まずは各土地改良区において各水利関係資料の収集や聞き取り調査を実施することが肝要であろう。

(※本研究に際して、現地では非常に多くの方々からお話を伺い、聞き書きをお寄せいただいた。ただし報告書の紙幅関係上、これらすべてを掲載することはできず、一部分を掲載させていただいた。)

5. 近世水源地相論にみる湧水開発と村落

最後に「植区有文書」にある寛政 13 年(1801)作成の「江州甲賀郡酒人村与植村水論立会絵図」(以下「水論絵図」)を分析し、一ノ井・二ノ井といった基幹用水路による用水灌漑だけでは捉えられない、在地社会での水資源開発の様相と、社会集団(ここでは近世村落)との相関関係について考察していく。なお「水論絵図」についてはトレース図(図版 5)および貼紙の翻刻を行った本報告書巻末の史料編【史料 2】を参照されたい。

「水論絵図」は寛政 13 年に植村・酒人村両村の立ち会いによって作成された絵図であり、当時発生した水論に関する当事者間の紛争解決の過程で作成されたものである。本絵図は植村に残されており、同様の水論絵図が酒人村にも残されている。絵図には宇田・植・酒人の二ノ井によって灌漑される「柏木」内の 3ヶ村が書き上げられている。紛争当事者である植村・酒人村の集落は着色されて書き分けられ、また植村側作成の①～⑩の貼紙が係争地に貼り付けられ、文末には「植村申上」との文言が付されるように、紛争における植村の主張が記載されている。また絵図を仔細に観察してみると、最初に記載した用水路の上にさらに貼り紙で用水路を消したり・加筆したりなどの作為が施されている。この絵図は奉行所が出した【史料 3】享和 3 年(1804)11 月 16 日「酒人村・植村用水出入御裁許御請書」をみると、植村に対して、「則立会絵図之趣^二而^一」と奉行所が返答していることから、本絵図が奉行所への裁判関係の具書として提出されたことは間違いなからう。すなわち【史料 2】「水論絵図」の資料的性格とは、植村・

酒人村両村での水論が勃発した際に、奉行所へ訴え出
るための絵図を現地で作成し、提出する必要がある、植
村・酒人村両紛争当事者の間で、合意のとれた内容（あ
くまでも現況の用水体系や耕地景観・集落などを記載
するにとどめる）を絵図としてともに作成したもので
ある。だが、当然ながら係争地における主張は一致を見
ているわけではないので、植村側の主張が本絵図に貼
紙として付された上で、奉行所に提出されたこととな
ろう。

続いて、各貼紙の内容を見ていこう。貼紙①は二ノ井
の分岐点の小字「二又」で、かつ宇田・植・酒人を灌漑
する基幹用水路の井堰付近に貼られている。絵図には
墨色で用水の受益村落として林口・宇田・北脇・植・泉
・酒人の 6 ヶ村が記載されているが、植村の主張はど
うも違うらしい。「此井筋者林口村・宇田村・北脇村・泉
村・植村五ヶ村之養水ニ而、井手浚ハ植村一村より堀登
り、植村御高之内、六拾石之養水ニ引取来り、酒人村高
之内六拾石之養水ニ引取候義者無御座、前々五ヶ村
養水ニ紛無御座候、植村申上」とあり、植村は二ノ井の
内の「二又」から植村・酒人村を灌漑する直線の用水路
について、当該用水路には本来的に酒人村は受益者と
して加わっておらず、酒人村以外の 5 ヶ村によって用
水が利用されてきたことを主張するのである。

また「二又」から少し南下した分岐点にあたる「どん
ど」でも貼紙②が見える。その文言は「字どんど、此井
筋南^平流水仕酒人村高之内四百石之養水ニ引取来り川床
方木五本重ね五尺之瀧^平成り、上幅壹丈貳尺八寸在之、
此分水場所普請之節宇田村・植村・酒人村三ヶ村立合ニ
而人足・竹木等ハ地頭所方被下置、普請成来之上者、水
口御役人様御見分在之候、尤渴水之節者右三ヶ村水分
仕候ニ昼九ツ時方夜九ツ時迄宇田村へ養水引取、夜九ツ
時方昼九ツ時迄ハ植村御高之内貳百石〈分ハ北ノ川高
縄手川へ分水仕^平〉酒人村高之内四百石之養水ニ引取、右
刻限之通三ヶ村立合分水仕来、酒人村ハ此所ニ而右四
百石都合六百拾八石之養水引取候得者、村高方十八石
之養水過分ニ相成申候、植村申上候」とある。まず小字
「どんど」は井堰が設けられており、木を横に並べて瀧
を作って井堰とする灌漑施設があったことがわかる。
この維持・管理については受益者である宇田・植・酒人
でそれぞれ人足や資材を投じて負担していた。また渴
水時の取水制限も取り決められていたこともわかる。

ただし、酒人村に関しては、この「どんど」から分水す
る用水路の外にも野上井・前田井からの灌漑用水の受
益もあるため、過分の用水（村高よりも 18 石オーバー）
を得ていると植村は主張するのである。同じく字「どん
ど」より分水して植村集落にいたる用水路には貼紙③
が付されている。その内容は「北ノ川字高縄手与申、此
井筋幅六尺五寸ニ而川床ニ鋪石を以分量在之、植村御
高之内貳百石之養水ニ引取来り候故、井手浚之義も植村
并宇田村両村方堀登り他村へ相至り候井筋ニ而者一切
無候処、酒人村方高八拾四石之養水之旨申立候得共、相
違之義ニ而酒人村高八拾四石之田地者字青井將軍地与
申而西之方ニ字永ころとか申井筋方養水引取来候義ニ
相違無御座候、植村申上候」とある。この用水路は「北
ノ川」と呼ばれ川床には敷石が施されるれっきとした
用水路であったことが窺える。さて、植村はこの用水路
はあくまでも宇田・植だけしか灌漑しない用水路で
あって、決して酒人村まで灌漑する用水路ではないと
主張する。そして酒人村の用水は小字「青井將軍地」や
小字「永ころ」からの井溝で灌漑しているのであって、
あくまでも北ノ川との受益関係はない旨を主張する。

以上の貼紙は二ノ井の長距離な各井溝についての植
村側の主張であり、上流・下流に位置する村落の水論と
いう一般的な紛争を示していよう。ただし、貼紙⑤以降
になると、今度は植村・酒人村の間でさらに詳細な水資
源利用に関する争論であることがわかる。貼紙⑤での
「字せせなけ、此溝筋字ミとろ之沢之東之方迄流水仕
纔計田地を養ひ来り、溝上ハ村方吞水等にも相用ひ、字
ミとろ之沢中江^平水漬縁者無之候故、酒人村へ分水可仕
義ハ毛頭無之处、酒人村方此溝を堀登り候様申立候得
共、酒人村へ掛り候溝筋ニ而ハ無之候、堀登り候道理無
御座候、植村申上」や、貼紙⑥での「此沢中ニせ口（き）
溜在之候者、此邊田地之養水ニ相懸り候、せきニ而不用
之節ハ切落し置候処、酒人村養水之ためニせき有之候
様申立候得共、都而此余水ハ他村之養水ニ可致所にてハ
一切無之候、植村申上」をみるに、植村と酒人村との境
にある、小字「せせなけ」「ミとの之沢」という場所が
係争地となっており、絵図にあるように細長くかつひ
ときわ大きな溜め池が存在している。この溜め池の水
利用をめぐる両者で争論となっているのである。そ
の利用については、植村はわずかな田地の灌漑と飲用
水としての利用であったが、酒人村にとってはこの溜
め池の利用は死活問題だったようで、この溜め池から

自身の集落の耕地を灌漑していたことが分かる。だが、貼紙⑥にあるように、この溜め池の利用はまちまちであり、堰き止めて溜め池とする場合もあれば、堰を切り落として排水してしまうこともある。しかし酒人村にとっては貴重な水資源であるため、堰の切り落としはしないよう要請されている。しかし植村にとっては、そもそもこの溜め池の用水は植村のものであって、酒人村よりとやかくいわれる筋合いはないと、酒人村の主張を退けている。さて、この場所は湧水が涌く場所であり、貼紙⑦では「字ミとろ之沢之義者、植村御高畝歩付之内ニ而田地中ニ落窪下田荒水つきニ而、自清水涌出候故、沢際田地水つきニ不相成様溜畔在来候得共、随分土砂こもこも等ニ而端々より埋ミ行ニハ田地ニ取立可申場所ニ而御座（候脱力）故、右沢中へ溝筋を落し込可申所ニ而者一切無之、右場所ニ付年々地頭所方人夫・竹木等被下、御地頭普請所ニ而右沢際田地養水ニ仕候餘水ハ落合川筋へ落し来候義ニ而酒人村之養水ニ可致義ハ毛頭無御座候、植村申上候」とあり、溜め池の場所において植村は耕地開発を進めようとしていた。そのため、当該地から酒人村へ引水する事実はないことを主張する。かかる植村の主張は、たとえば、貼紙⑧「此所絵図之通ニ而井筋切候在之、一円田地ニ而井溝形一切無御座候所ニ而御座候、植村申上」、貼紙⑩「字小清水と申田地之ひへぬきニ而溝筋井筋ケ間敷ものニ而者一切無之候」、⑬「此所絵図井溝者一切無之、一円田地ニ御座候、植村申上」などとあるように、溜め池から酒人村へかかる井溝をすべて他の貼紙を重ねて消し、引水の事実がないことを主張している。

以上のように、植村の主張はほとんど下流にある酒人村への引水の事実を否定する文言が並べられており、争論のなかで二ノ井の基幹用水路だけでなく、さらには湧水をめぐる水資源利用の問題がクローズアップされている。なおこの水源地上に於ては、「みどろの沢」「小清水」「大淵」「青井將軍地」「永ころ」とそれぞれ小字を現在も確認でき、その場所は「水論絵図」中に於ける溜め池付近にすべて収まり、かつそれぞれ湧水点を確認することができる。つまり争論対象となっている場所はいずれも水源地上であって、それが複合して絵図のような溜め池を形成しているのである。

さて、寛政13年の水論に対して【史料3】享和3年（1804）11月16日「酒人村・植村用水出入御裁許御請書」では、裁許が下されることとなる。以下は奉行所

からの植村に対する裁定である。

「植村江」

其方共儀も灯明田之内、みとろ之沢江流シ出候溝筋并南之方井溝共無之、埋候義も不致旨申張候得共、いづれ之田地ニ而も畔暖之水口者可有之処、灯明田者川上ミふり之井筋灯明田限リニ而、井筋留リ候道理無之、いづれニ下モ江（マハ）可流落義ニ而、南之方井溝も外々江之水掛リも不構勝手儘ニ井筋等容易ニ埋候義も有之間敷義、則立会絵図之趣ニ而も全右田地之内ニみとろ之沢江流出候溝筋有之、場所与相見江候間、外之田地江之障リニ不成様いたし、右灯明田之内方溝筋、并南之方溝共井筋相立候様可致候、然レ上ハ、自らいつれニ下郷江可流落義ニ付、是又無仰下ニ遣流末之大淵、小清水之義も水入用ニも無之由、他江流出候溝口、勝手儘ニ堰留等不致、水行宜敷いたし可遣候、

これまで植村は、酒人村への井溝が存在しないことを主張し続けていたが、裁許ではすべての井溝においてはそれは認められず、ため池での畦畔による堰き止めを禁じられ、下流の酒人へ湧水を流すことが取り決められることとなったのである。

小括

当該期、酒人区有文書をみるに寛政年間には大旱魃が水口を襲っており、一ノ井・二ノ井が干上がってしまう事態に直面していた。それ故、わずかな水をめぐって紛争が上流・下流の村落間で発生することとなる。だがその過程で、これまで取り決めのなかった湧水をめぐる水資源の利用方法までもが争論対象となり、これまでに明確化されてこなかった湧水について、紛争の結果、新たな資源配分のルールが設けられている。水論は、限定的な水資源をめぐる紛争であり、時に苛烈なかたちで武力闘争に発展する場合もある。そのため、水論の負の側面ばかりがクローズアップされがちであるが、この「水論絵図」を見るに、むしろこれまで十分知られていなかった近世村落における湧水利用の実態と、紛争解決過程のなかでさらに湧水利用のあり方までもが取り決められており、新たな水資源開発をめぐる秩序が形成されていたと評価できよう。

莊園現地調査において聞き取り調査や実地調査のなかで湧水に関する情報を得ることは少なくない。しか

し、話者や現況景観から得られた湧水が、どれほどの歴史性を有しており、当該地域においてどれほどの意義を持っていたのかについては、実は十分な検討はなされていない。文献資料に残りやすい溜池灌漑や河川灌漑に比して、湧水の記載は極めて僅少である。また開発史のなかでも、漠然と現地の信仰や祭祀と結びつけたものとして超歴史的な存在として処理されることも少なくない。しかし、「水論絵図」や関連史料が示す水口町での近世水論の様相は、重層的な水資源開発の実態と、紛争のなかで湧水利用の秩序形成を通じた新たな共生への模索がなされていることも注目すべきであろう。

6. 今後の課題

本研究の成果についてはすでに各章にて小括をおこなっているため、ここでは今後の課題について述べておきたい。対象フィールドとなった滋賀県甲賀市水口町宇田・植・酒人に関して、本研究では、圃場整備前後の基幹用水路を中心とした水利灌漑の復原を行ってきた。その試みはおおよそ達成することができたが、対象地域外の田中・森前・美濃部、また綾野井の受益村である泉・北脇・林口でも水利灌漑の実踏調査を実施して、全体の水利灌漑体系の復原を実施する必要がある。とくに野洲川からの一ノ井・二ノ井の取水口の確認作業は必須である。

また文献調査の過程で、当該地には膨大な区有文書が残されており、本研究で扱った「植区有文書」はそのわずかな一部分に過ぎない。甲賀市教育委員会より「酒人区有文書」の画像・翻刻データの提供を受けて、水論関係のものを校訂しつつまとめたが、「酒人区有文書」の絵図類も含めた調査・撮影・翻刻の作業も重要であろう。そして同様に、泉・北脇・林口でもこうした区有文書の地道な調査・撮影・翻刻作業を経る必要がある。

遡及的な水利灌漑の復原について。本研究では圃場整備前後の復原に注力したため、近現代・近世・中世へと遡及的な水利灌漑の復原を実施することはかなわなかった。この作業の大前提として、前述の各集落の区有文書の調査は必須である。その上で、「山中文書」などの中世文書と付き合いつつ、当該地の開発の歩みについてトータルに明らかにすることができよう。その際には、本研究で明らかになった湧水利用など、従来注目されな

かった水資源利用にも着目し、河川灌漑・溜め池灌漑、さらには井溝毎の水利ユニットなど多層かつ多面的に当該地の水資源開発史のあらましを復原する必要がある。この作業によって、かかる水環境に規定された多様な社会集団と地域結合の様相を歴史的に追うことができるものとする。

【付記】

本研究に際して、甲賀市教育委員会佐野正晴様・永井晃子様をはじめ、水口歴史民俗資料館や現地の方々に大変お世話になりました。記して御礼を申し上げます。

参考文献（副題は省略）

- 石田晴男「近江国甲賀郡山中氏と「鈴鹿警固」」（峰岸純夫編『日本中世史の再発見』吉川弘文館、2003年）
貴田潔『筑後国水田荘故地調査報告書』花書院、2014年
久留島典子「中世後期在地領主層の一動向」『歴史学研究』497、1981年
久留島典子「甲賀山中氏に関する二・三の問題」（佐藤和彦編『中世の内乱と社会』東京堂出版、2007年）
小山靖憲「東国における領主制と村落」『中世村落と荘園制』東京大学出版会、1987年
早大歴研中世史部会『太田庄研究—1961年度太田庄実地踏査記録—』1962年
高木徳郎「荘園地域調査の目的と方法」『日本中世地域環境史の研究』校倉書房、2008年
永原慶二「中世村落の構造と領主制」『中世の社会と経済』東京大学出版会、1962年
則竹雄一「紀伊国荒川荘」（石井進編『中世のムラ』東京大学出版会、1995年）
服部英雄『景観にさぐる中世』新人物往来社、1995年
福島金治「近江国柏木御厨と金沢北条氏・山中氏」（鎌倉遺文研究会編『鎌倉時代の政治と経済』東京堂出版、1999年）
藤田和敏『近世郷村の研究』吉川弘文館、2013年
古島敏雄『土地に刻まれた歴史』岩波新書、1967年
水野章二「中世史研究における現地調査」（佐藤和彦他編『日本中世史研究事典』東京堂出版、1995年）
峰岸純夫「東国武士の基盤」『中世の東国』東京大学出版会、1989年
村田修三「用水支配と小領主連合」（『戦国大名論集4 中部大名の研究』吉川弘文館、1983年）
渡邊浩貴「圃場整備後の現地調査の可能性」『年報三田中世研究』22、2015年
渡邊浩貴「崖線の在地領主」『国立歴史民俗博物館研究報告』209、2018年
『甲賀郡志』『水口町志』『宇田区有文書調査報告書』

史料編

植区有文書

〈水論に関わる史料の翻刻〉

【史料1】乍恐口上書（水口新開と綾井村々争論）

乍恐口上書

一、去酉之年御当地川表ニ新田開發有之、則水
掛リ之義字名綾井式筋之井水方取可申与被申候、
然処綾井之義ハ宇田村・植村・酒人村・北脇村・泉村・林口村
右六ヶ村高四千貳百七拾石余^江掛リ申用水ニ而御座候へ、
未々迄ハ水届兼申候処、今以川原新田^江水分申候而へ、
弥不足仕大切之田地日損可仕与難儀千万ニ奉存、右之趣
御訴訟申上度段、去春中御触本中迄切々御断申口^{不カ}処、
当年ハ志ハ々々開發も無之候間、先見合申様ニと御座
候ニ付、差ひかへ罷有候、然処当春ニ至リ大分ニ開發出来
申ニ付、弥井水不足可仕与迷惑至極ニ奉存、乍恐御訴訟申
上候、右之通ニ御座候得者、綾井用水新田^江少も取口
被申候様ニ、被為 仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上、

酒人村庄屋

七郎兵衛（印）

同村年寄

儀右衛門（印）

植村庄屋

三右衛門（印）

同村年寄

平四郎（印）

享保三年^後四月

御奉行様

【史料2】江州甲賀郡酒人村与植村水論立会終図

表書絵図面之双方立合相認候処、
相違無御座候ニ付、双方連印仕奉差上候、

寛政十三^酉正月

江州甲賀郡

酒人村

庄屋

年寄

植村

右断

〔貼紙〕

- ① 此井筋者林口村・宇田村・北脇村・泉村・植村五ヶ村之養水ニ而、井手淺ハ植村一村より堀登り、植村御高之内、六拾石之養水ニ引取来り、酒人村高之内六拾石之養水ニ引取候義者無御座、前々五ヶ村養水ニ紛無御座候、植村申上、
- ② 字とんど、此井筋南ニ流水仕酒人村高之内四百石之養水ニ引取来り川床々木五本重ね五尺之瀧ニ成り、上幅壹丈貳尺八寸在之、此分水場所普請之節宇田村・植村・酒人村三ヶ村立合ニ而人足・竹木等ハ地頭所方被下置、普請成来之上者、水口御役人様御見分在之候、尤濁水之節右三ヶ村水分仕候ニ昼九ツ時々夜九ツ時迄宇田村へ養水引取、夜九ツ時々昼九ツ時迄ハ植村御高之内貳百石。分ハ北ノ川高繩手川へ分水仕。酒人村高之内四百石之養水ニ引取、右刻限之通三ヶ村立合分水仕来、酒人村ハ此所ニ而右四百石之養水ト西之方野上井ニ而拾八石、前田井ニ而貳百石都合六百拾八石之養水引取候得者、村高方十八石之養水過分ニ相成申候、植村申上候、
- ③ 北ノ川字高繩手与申、此井筋幅六尺五寸ニ而川床ニ鋪石を以分量在之、植村御高之内貳百石之養水ニ引取来り候故、井手淺之義モ植村井宇田村両村方堀登リ他村へ相至リ候、井筋ニ而者一切無候处、酒人村方高八拾四石之養水之旨申立候得共、相違之義ニ而酒人村高八拾四石之田地者字青井將軍地与申而西之方ニ字永ころとか申井筋方養水引取来候義ニ相違無御座候、植村申上候、
- ④ 植村領御高之内六十石養水・餘水之義者此所へ流水仕候、植村申上、
- ⑤ 字せせなけ、此溝筋字ミとろ之沢之東之方迄流水仕縄計地を養ひ来り、溝上ハ村方吞水等にも相用ひ、字ミとろ之沢中ニ之水漬縁者無之候故、酒人村へ分水可仕義ハ毛頭無之候、酒人村方此溝を堀登り候様申立候得共、酒人村へ掛り候溝筋ニ而ハ無之候、堀登り候道理無御座候、植村申上、
- ⑥ 此沢中ニセ口溜在之候者、此邊田地之養水ニ相懸り候、せきニ而不用之節ハ切落し置候处、酒人村養水之ためニせき有之候様申立候得共、都而此余水ハ他村之養水ニ可致所にてハ一切無之候、植村申上、
- ⑦ 字ミとろ之沢之義者、植村御高畝柴付之内ニ而田地中ニ落窪下田荒水つきニ而、自清水涌出候故、沢際田地水つきニ而相成様溜畔在来候得共、随分土砂こもこも等ニ而端々より埋ミ行ニハ田地ニ取立可申場所ニ而御座（候脱力）故、右沢中へ溝筋を落し迎可申所ニ而者一切無之、右場所ニ付年々地頭所方人夫・竹木等被下、御地頭普請所ニ而右沢際田地養水ニ仕候餘水ハ落合川筋へ落し来候義ニ而酒人村之養水ニ可致義ハ毛頭無御座候、植村申上候、
- ⑧ 此所絵図之通ニ而井筋切候在之、一円田地ニ而井溝形一切無御座候所ニ而御座候、植村申上、
- ⑨ 字ミとろ之沢溜畔式ヶ所之義者、前々方在来リ地頭所御普請場所ニ而人夫・竹木等被下候義ニ御座候处、四年仍前三年酒人村のもの共罷越、右溜畔式ヶ所を堀壞テ植村田地ひへぬき大洲・小清水へ向水引取候様仕成候付難相濟、如元溜畔式ヶ所築立置、又御手差不仕様其節意趣及出入候处、御地頭所へ御引渡ニ相成候御、仲人へ取扱被仰付、右溜畔式ヶ所者在来義ニ付、仲人方御地頭所へ申上候处、御地頭所御三方御立会にて、弥在来如元ニ築立置候様、被仰付候義ニ御座候、植村申上、
- ⑩ 字小清水と申田地之ひへぬきニ而溝筋井筋ケ間敷ものニ而者一切無之候、

- ⑪ 此所繪図酒人村方溝筋無之趣ニ申立候得共、前々方溝筋在来候て相違無之候、植村申上、
- ⑫ 此所新切通シト酒人村方申立候得共、古来方之田地水戸口ニ而在来候義御座候、植村申上、
- ⑬ 此所繪図井溝者一切無之、一円田地ニ御座候、植村申上、
- ⑭ 植村領御高之内式百石之養水・餘水之義者、此所へ流水仕候、植村申上、
- ⑮ 前田井 酒人村高之内式百石之養水ニ御座候、
- ⑯ 此井筋酒人村領字永ころとか申而、酒人村高之内八拾四石青井將軍地と申田地之養水ハ、前々方此井筋ニ而養ひ来り候ニ相違無之處、此井筋下モ別繪図式枚之通井筋潰ギ有之候を、去ル辰年理ニ置翌年ニころ之沢より水引取候様目論見仕候義ニ御座候、植村申上、

【史料3】酒人村・植村用水出入御裁許御請書

(表紙)

享和三 〔癸ノ亥〕 年十一月十六日

〔酒人村ノ植村〕用水出入御裁許御請書

御懸)

東御奉行

江州甲賀郡

森川越前守様

植村

」 (1才)

(白紙)

」 (1ウ)

〔言上〕 十一月十六日

〔加藤能登守領分ノ内藤留五郎知行所〕入組

江州甲賀郡酒人村

庄屋七郎兵衛

「病氣ニ付代」 助次郎

願方

「同」 善太郎

「年寄」 武兵衛

「同」 善兵衛

一、用水出入、

」 (2才)

「遠藤左近將監領分」

同州同郡植村

庄屋三右衛門

相手方

「病氣ニ付代」 利左衛門

「年寄」 平七

「同」 平五郎

「双方へ」

双方并通利害申聞候通、一々の当之証拠
無之、仮令見分遣候共、証拠無之申候而已^三而へ、
容易^ニ雖取用尤場所見分之上、裁許申付候へ、
可及難儀筋^も可有之、田地用水之儀^ニ相互
之事^ニ候得へ、植村者上郷之儀^ニ付、仮令領内之
養水^ニ候共、いつれ^ニも下郷江流可落水之儀^ニ付、
植村田地痛^ニ不成様下^テ可遣儀^ニ候処、領内^ニ
候逆勝手儘^ニ水筋を堰留候ゆへ及出入候義^と
相關候、酒人村之者共^も、植村^は流落候水を以
田地養ひ候義^ニ候得へ、懸々可申談候処、不取留義
を申張、百姓其他領^江人込候様相成かき川^ニ相聞
村役人共取計方甚不宜候、いつれ^ニも先達而
取唆人共、双方^江指授いたし候、六・七年^も當時之
姿^ニ而、双方共作方損毛^も無之済来、隣村之義
右舩及出入候而者、農業怠^り双方共雜費等^も
掛^り百姓一同之痛^ニ相成、一村衰微之基^と
相成候、再三理解申聞^を遣候得共、双方共勝手
儘而已申、善惡不伝^ニ候、依而申渡遣候趣
一同可承候、

「酒人村^江」

植村領内みとろ之沢之涌水者、其方共領内
八拾四石之用水^ニ極^り有之事^ニ候て、是迄共
右沢筋浚等可致儘如証拠^も可有之处無其義、
植村^は其方共領内^ニ右田地^江掛^り候溝筋有之^と
申立候、字長^{ころ}と申所者無之、右^ハ島井元
と申所^ニ而、右之場所^ニ溝筋者無之、埋候義^も不致
旨、其方共申立候得共、数年来八拾石余^も養
来候田地^ニ不取留、他領之涌水を目当^ニいたし、
外^ニ用水筋相立無之而者不叶儀、既^ニ溝
筋有無申争ひ候得共、外之田地^江之水掛^り
之障^りも不構、勝手儘^ニ井筋等容易^ニ埋候
義^ハ在之間敷義、全島井元^ハ立会絵図之趣^ニ而へ、
其方共田地^と植村田地堀^ニ而南之方^は之井筋^も
在之候得へ、右島井元^江掛^り溝筋溝^モ在之
場所与相見候、然^ル上へ、外之田地^江之障^りニ不相成
様いたし、右島井元^ニ井筋相立^テ候様可致、其余
植村領みとろ之沢^は流出之水^も、植村^ハ上郷
之儀^ニ付、いつれ^ニも下郷^江流可落水之儀^ニ付、無
仰下^テ遣候て申分^ニ有之間敷事候、然^ル上へ、
以来者他領^江猥^ニ口徒外之義共致間敷候、

」 (2ウ)

」 (3オ)

」 (3ウ)

」 (4オ)

」 (4ウ)

「植村」

其方共儀も灯明田之内、みとろ之沢^江流^シ出候
溝筋井南之方井溝共無之、埋候義も不致旨
申張候得共、いつれ之田地^三畔^モ之水口者
可有之処、灯明田者川上^ミふ^り之井筋灯明田
限^リ二^而、井筋留^リ候道理無之、いつれ^三下^モ江^江
可流落義^二而、南之方井溝も外々^江之水掛^リも
不構勝手儘^ニ井筋等容易^ニ埋候義も有之
間敷義、則立云絵図之趣^三而も全右田地之内^ニ
みとろ之沢^江流出候溝筋有之、場所^江与相見^江
候間、外之田地^江之障^リ三不成様いたし、右灯明田
之内^ニ溝筋、井南之方溝共井筋相立^テ候様
可致候、然^ル上ハ、自らいつれ^三下^ニ郷^江可流落義^ニ
付、是又無仰下^テ遣流末之大洲、小清水之
義も水入用^ニも無之辻、他^江流出候溝口、勝手
儘^ニ堰留等不致、水行宜敷いたし可遣候、

」 (5 才)

右之通、双方共相心得耕作其外共差支不
申様可致候、

」 (5 匁)

右之通被 仰渡奉畏^口而御請書奉差上候、以上、

酒人村

享和三年^亥十一月十六日

庄屋七郎兵衛

病氣^三付^代

助次郎〈印〉

同 善太郎〈印〉

年寄 武兵衛〈印〉

同 善兵衛〈印〉

」 (6 才)

植村

庄屋三右衛門

病氣^三付^代

利左衛門〈印〉

年寄 平七〈印〉

同 平五郎〈印〉

御奉行様

」 (6 匁)

(白紙)

」 (7 才)

(背表紙)

」 (7 匁)

宇田区有文書

〈水論関係資料を掲載（『宇田区有文書調査報告書』水口町役場総務課自治体史料編纂準備室、二〇〇三年）〉

【1】「取替証文」

今度酒人村と宇田村とのかミ川原の井水かまい申候処ニ、小堀遠江之守様御覽被成御意ニ候、六拾石之田地へあや井の水別の溝まわし、老水も取申間敷候、仍而為後日之一如件、

寛永拾壹年

戌之卯月廿日

宇田惣

庄や

清兵へ

きもいり

喜右衛門

与九郎

長次

酒人村へ参

【2】「口上之覚」

口上之覚

一、野神井之下、今年迄拾三石余之開發御座候処、当八月之大水ニ御田地川原ニ相成候故、猪飼治郎兵衛様御願申上、水帳差上ケ申候、堂田表も三反余川欠ニ相成候御高三石余、合御高拾七石余野上井之不足ニ相成候得共、井立入用之儀ハ是迄之通、当村七拾石余・酒人村拾八石余、合九拾石余致割合、置時節を川形宜敷相成候ハ、御地頭様江御願申上、御高拾七石余起返可仕者也、以後為心得書記おく、

寛文九年

宇田村庄屋

西十一月

作左衛門

肝煎

九右衛門

同

弥右衛門

【3】「取替へ申証文之事」

取替へ申証文之事

- 一、水口美濃部村領字兼ヶ尻榎井之出水、此度開發仕候新田用水之事、
 - 一、宇田村領茨井之出水、此度開發仕候新田用水之事、
 - 一、右式ヶ所之出水渴水之節ハ、前々方氏川原村江取来候事、
 - 一、渴水之節ハ美濃部村・宇田村新田之分江者水取不申、面々氏川原村江遣シ可申事、
- 右者宇田村・水口美濃部村新田開發ニ付、連判相証文取替へ申処如件、

美濃部村小庄屋

享保二年丁酉四月

六郎兵衛（印）

同所年寄

平八（印）

宇田村庄屋

八郎右衛門（印）

同所年寄

半兵衛（印）

氏川原村庄屋

新左衛門（印）

同所年寄

兵右衛門（印）

水口触元庄屋

八右衛門（印）

同断

次郎平（印）